

「法・司法制度および関連機関の機能強化 —モンゴルにおける法整備支援を中心にして—」

2016. 11. 30(水)

岡英男（弁護士・モンゴル国立仲裁センター仲裁人）

1. 略歴

1995年 関西学院大学法学部卒業
 1999年～2004年 裁判所で勤務(高松、東京、徳島)
 2006年 京都大学大学院法学研究科修了
 2006年 最高裁判所司法修習生
 2007年 弁護士登録(兵庫県弁護士会)、春名・田中法律事務所入所
 2010年～2015年 モンゴル国最高裁判所で勤務
 2016年 大阪弁護士会に登録替え、大正法律事務所設立

2. モンゴルの紹介(イメージ)

- ・面積: 156万4,100平方キロメートル(日本の約4倍)
- ・人口: 306万1,000人(2015)
- ・首都: ウランバートル(人口134万5,500人)(2015年)
- ・民族: モンゴル人(全体の95%)及びカザフ人等
- ・言語: モンゴル語(国家公用語)、カザフ語
- ・宗教: チベット仏教等

・略史

- 1911年 辛亥革命、中国(清朝)より分離、自治政府を樹立
- 1919年 自治を撤廃し中国軍閥の支配下に入る
- 1921年7月 活仏を元首とする君主制人民政府成立、独立を宣言(人民革命)
- 1924年11月 活仏の死去に伴い人民共和国を宣言
- 1961年 国連加盟
- 1972年2月 日本とモンゴル外交関係樹立
- 1990年3月 複数政党制を導入、社会主義を事実上放棄
- 1992年2月 モンゴル国憲法施行(国名を「モンゴル国」に変更)



3. モンゴルの法整備支援

案件名	スキーム	職業と人数	開始	終了	協力内容
法整備支援アドバイザー	個別専門家	弁護士1 	2004.3.1	2006.6.5	担保法起草(当初予定)、判例集出版、弁護士会支援、調停センター開設
弁護士会強化計画プロジェクト	技術協力プロジェクト	弁護士1 	2006.9.15	2008.11.28	弁護士法改正支援、調停センターの運営強化、弁護士会の組織能力強化、能力向上
調停制度強化プロジェクト	技術協力プロジェクト	弁護士1 	2010.5.10	2012.11.9	調停制度導入に向けた支援、弁護士会調停センターの支援
調停制度強化プロジェクト(延長期間)	技術協力プロジェクト	弁護士1 	2012.11.10	2013.3.31	つなぎ期間
調停制度強化プロジェクト(フェーズ2)	技術協力プロジェクト	弁護士1 	2013.4.1	2015.12.15	調停制度の全国導入の支援(弁護士会調停センター支援は終了)

4. JICA「調停制度強化プロジェクト」について

4. 1. 調停制度強化プロジェクト(2010. 5. 10-2012. 11. 9)The Project for Strengthening Mediation System

【カウンターパート】

最高裁、弁護士会

【上位目標】

モンゴルにおける一般民事事件および家事事件において、調停制度が活用される。

【プロジェクト目標】

パイロットコート地区での経験に基づき、一般民事事件および家事事件に関して、全国での調停制度導入に向けたグランドデザインが提示される

【予定されていた成果】

1. パイロットコート地区において、業務フローに従って調停が取り入れられる
2. 調停を担う人材の資格、位置づけが同定され、パイロットコート地区において、調停人養成トレーナー及び調停人候補者が養成される
3. 弁護士会調停センターの機能が強化される
4. モンゴルに適した調停制度の導入に必要な事項が明確化され、調停制度を全国的に取り入れるための改定業務フローが作成される

【活動内容】

- ・パイロットコートの活動準備(2010. 5-)
 - ・調停人養成研修(第1回)(2010. 10)
 - ・パイロットコートで調停開始(2011. 5. 1-2013. 12)
 - ・調停法の起草開始(2011. 5)
- 調停法は大統領の公約である司法制度改革の一つ。大統領提出法案(2011. 6提出)。
- ・与党国会議員が日本に調停・裁判員の調査に派遣される(2011. 9)
 - ・調停法の国会成立(2012. 5. 22)
 - ・プロジェクト終了時調査(2012. 5)

当初フェーズ1だけでいったん終了し、半年から1年間間隔において再開する予定であったが、引き続き専門家が常駐することが決定

4. 2. 調停制度強化プロジェクト・フェーズ2(2013. 4. 1-2015. 12. 15)The Project for Strengthening Mediation System(2nd Stage)

【カウンターパート】

最高裁、裁判所評議会、弁護士会 ※ただし、このうち弁護士会は形式的なもの

【上位目標】

一般民事事件および家事事件等において、モンゴル全国の一審裁判所で調停制度が活用され、紛争解決手段の一つとして定着するとともに、より多くの人々が多様で柔軟な紛争解決手段による便益を享受する。

【プロジェクト目標】

一般民事事件および家事事件等に関して、全国の裁判所において調停が実施され、紛争解決手段の一つとして機能する。

【予定されていた成果】

1. 調停制度の全国導入・運用のために必要な規則、体制、設備等が整備される。
2. 調停制度の全国導入・運用のために必要な調停人及びその調停人を養成するトレーナーが計画的に養成されるとともに、裁判官及び裁判所職員等の調停及び関連する紛争制度に対する理解が向上する。
3. 全国での調停実施状況のモニタリングを行い、その結果に基づいて必要な調停制度の設計及び実務運用の改善がなされる。
4. 調停制度の効用が広く周知され、国民の調停制度に対する認知度が高まる。

【活動内容】

- ・ 裁判所規則・書式の作成(2013. 7までに作成)
- ・ 調停人とトレーナーの養成 * 調停人養成研修は2015. 10までに地方を含めて19回実施、648人の資格を認定
- ・ トレーナー資格は原則日本研修参加者に対して認定(2015. 12までに約65人)
- ・ 広報活動 * 地方出張開始(2013. 4-2015. 11)
- ・ モニタリング(2013-2015) * 予備調査の後、本調査を実施(2014-2015)

4. 3. 現在のモンゴル調停の実情

- ・ 2015年度の調停申立数 :15, 437件
 - 内訳:調停人に直接申し立て :15, 122件
 - 裁判所が民事事件係属前に回付 : 11件
 - 裁判所が民事事件係属後に回付 : 304件
 - 年度末の時点で手続き中の申立 : 856件
- ・ 申立事件のうち処理されたもの:11, 854件処理
 - うち成立 :7, 881件(66. 4%)
 - うち不成立:3, 973件(33. 6%)
- ・ 事件種類別の内訳(調停人が処理した申立15, 122件中)
 - 民事事件:11, 686件(74. 4%)
 - 家事事件: 3, 318件(24. 6%)
 - 労働事件: 118件(0. 9%)
- ・ 申立件数の比較(2014→2015)
 - 調停人に対する申し立て:2. 4倍
 - 処理数 :2. 3倍
 - (理由)訴訟事件数が大幅に増加
- ・ 印紙手数料金収入:199,990,090MNT(約50,000USD)

5. JICA専門家の仕事

専門家派遣人数表

*プロジェクト期間外でも、プロジェクトに紐づいて派遣登録された専門家は人数に含む

*個別専門家派遣も人数に含む

国名	プロジェクト名	長期専					
		検事	裁判	弁護士	研究者	その他	不明
ベトナム	個別専門家派遣	0	0	0	0	0	0
	重要政策中核支援 法整備支援PJ (フェーズ1)	0	0	1	0	0	0
	重要政策中核支援 法整備支援PJ (フェーズ2)	2	2	2	0	1	0
	重要政策中核支援 法整備支援PJ (フェーズ3)	2	3	1	0	2	0
	法・司法制度改革支援プロジェクト	2	2	2	0	1	0
	法・司法制度改革支援プロジェクト(フェーズ2)	2	2	3	0	1	0
	2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト	3	1	1	0	1	0
カンボジア	個別専門家派遣	0	0	0	0	0	0
	重要政策中核支援・法制度整備プロジェクト (フェーズ1)	0	0	2	0	2	0
	重要政策中核支援・法制度整備プロジェクト (フェーズ2)	0	0	2	0	1	0
	法制度整備プロジェクト フェーズ3	0	0	5	0	3	0
	裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト (フェーズ)	1	0	0	0	1	0
	裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト (フェーズ)	2	1	0	0	1	0
	弁護士会司法支援プロジェクト	0	0	1	0	0	0
民法・民事訴訟法普及プロジェクト	3	2	4	0	2	0	
ラオス	個別専門家派遣	1	0	0	0	0	0
	法整備支援プロジェクト	1	0	1	0	2	0
	法律人材育成強化プロジェクト	3	0	1	0	1	0
	法律人材育成強化プロジェクトフェーズ2	2	0	2	0	1	0
ウズベキスタン	民商法典起草支援プロジェクト(在外主管)	0	0	0	0	0	0
	倒産法注釈書プロジェクト	0	0	1	0	0	0
	企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト	0	0	0	1	1	0
	民間セクターアドバイザー 個別専門家	0	0	0	0	0	0
	民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト	0	0	0	0	1	0

中国	経済法・企業法整備プロジェクト	0	0	0	0	0	0
	民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト	0	0	1	0	0	0
	市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト(個別案件・専門家) 民事訴訟法および民事関連法	0	0	1	0	0	0
	(個別研修) 民事訴訟法及び民事関連法	0	0	0	0	0	0
	(個別研修) 行政訴訟法及び行政関連法	0	0	0	0	0	0
モンゴル	個別専門家派遣	0	0	1	0	0	0
	弁護士会強化計画プロジェクト	0	0	1	0	0	0
	調停制度強化プロジェクト	0	0	1	0	0	0
	調停制度強化プロジェクトフェーズ2	0	0	1	0	0	0
ミャンマー	法整備支援プロジェクト	1	0	1	0	1	0
インドネシア	司法改革支援 個別専門家	0	0	0	0	0	0
	刑事司法制度 日・イ比較セミナー	0	0	0	0	0	0
	和解・調停制度強化支援プロジェクト	0	0	1	0	0	0
	(個別研修) 法廷と連携した和解・調停実施	0	0	0	0	0	0
	ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上	1	1	0	0	2	0
ネパール	(個別研修) 民法及び関連法セミナー	0	0	0	0	0	0
	法整備支援アドバイザー	0	0	1	0	0	0
	法整備アドバイザー	0	0	3	0	0	0
	迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト	0	0	2	0	1	0
コートジボワール	司法アドバイザー(個別専門家)	0	0	1	0	0	0
	合計	26	14	45	1	26	0

5. 1. JICA専門家の日常

10時ごろ: オフィスに出勤(裁判所職員は8時出勤)。メールチェックなど。

11時ごろ: 面談など

12時ごろ: 資料作成など

14時ごろ: 昼食など。会議などあるときもある。

15時ごろ: 資料作成など

19時ごろ: 帰宅

2010年の11月最後の週の行動

11.29	月	午前: アルタンウルジー弁護士と打ち合わせ
30	火	午後: ウルヌンデルゲル、ガリーマ両首都裁判所裁判官と打ち合わせ
12.01	水	午前: 研修小WG会議
02	木	午後: ガリーマ首都裁判所裁判官と打ち合わせ、メンドサイハン裁判所評議会部長と打ち合わせ
03	金	午後: 国立法律センターで調停人養成研修の準備
04	土	終日: 調停人養成研修(第2回)
05	日	

2011年の11月最後の週の行動

11/28	月	午前: WG会議の準備。銀行めぐり。 午後: WG会議。(夜: セレンゲ裁判官、オユンダリ裁判官のお誕生日会-WGの有志でカラオケ)
29	火	午前: ガリーマ裁判官と打ち合わせ。 午後: ドラムスレン調停人、ボロルマー調停人(以上バヤンズルフ調停人・個別面談)、テルビシ弁護士。ダヴァ首都裁判所事務局長と打ち合わせ。印刷会社等。
30	水	午前: 調停法案について検討。 午後: アリウナ調停人、バツツェツェグ調停人(以上バヤンズルフ調停人・個別面談)
12/1	木	午前: パータルバヤンズルフ区裁判所所長と打ち合わせ。 午後: エンフトンガラク調停人(以上バヤンズルフ調停人・個別面談)、裁判所調停部の庁印・受付印のデザイン等。
2	金	午前: エンフジャルガル調停人。銀行など。 午後: ムンフヤ調停人、オユンスレン調停人(以上バヤンズルフ調停人・個別面談)

2012年の11月最後の週の行動

11/26	月	終日: オフィスで執務(28日のセミナーレジュメ作成等)。
27	火	終日: オフィスで執務。 午前: 調停規則の作成、修正作業。午後: ガリーマ首都裁判所裁判官と面談。日本センターで28日の打ち合わせ。28日のセミナー講義内容の打ち合わせ。夜: 29日のセミナーレジュメ作成
28	水	終日: 商工会議所「法律のバザール」イベント。プロジェクト・ブース出店。ブースで広報活動等。午後: 同イベントのセミナーで調停について講義。日本センター関係者と商工会議所関係者の引き合わせ。夜: 天皇誕生日レセプション(UBホテル)。
29	木	午前: オフィスで執務。メンドジャルガルと研修計画等の打ち合わせ(昼まで)。 午後: 7日のWG会議資料作成。全国裁判所事務局長研修で調停について講義(モンゴリカ・ホテル。夜まで。)
30	金	午前: 会計作業(給与計算)について説明を受ける(JICA)。 調停規則の内容について打ち合わせ(オフィス)、ゾルザヤ首都裁判所民事部長と打ち合わせ(民事部長室)。

2013年の11月最後の週の行動

11/25	月	午後: オフィス引越し
26	火	午前: エンフバートル裁判所評議会人事局長(人事部長から昇格)と打ち合わせ(日本最高裁との協力について、オフィス)。 アルタンウルジーLGLセンター所長、セレンゲバヤンズルフ区裁判所裁判官(オフィス)。 終日: オフィス片付け
27	水	終日: オフィス片付け
28	木	終日: オフィスで執務
29	金	午前: 病院 午後: 銀行、郵便局、日本センター、病院等。

2014年の11月最後の週の行動

11/24	月	午後: 留学情報セミナーの準備と打ち合わせ(村瀬名古屋大特任講師、学生らと。オフィス)。
25	火	夜: 留学情報セミナー(モンゴル日本人材開発センター。参加者20人程度)
26	水	午後: JICA経理指導(JICAモンゴル事務所)
27	木	終日: オフィスで執務
28	金	午前: 総合税務局(国税庁)エンフボルド(副長官)、ツァグジャルガル(徴税管理・執行局長)、本庁政策局法律専門家2人、バルハス(チンゲルテイ区税務局徴税課長)、チンゲルテイ区税務局法律専門家と打ち合わせ(副長官室。国税局内の調停機関設立と国税職員向けの調停に関する研修実施について) : 懸賞論文締切(専門家部門12人、学生部門19人、合計31人から論文が集まった)

2015年の11月最後の週の行動

11/23	月	終日: オフィスで執務
24	火	終日: オフィスで執務 午後: バイガルマ(ウランバートル市・首都家族子ども開発局長)、豊田(セーブ・ザ・チルドレンモンゴル事務所所長)らと打ち合わせ(セミナーについて、首都家族子ども開発局)
25	水	終日: オフィスで執務 夜: AG会議(JICAモンゴル事務所) 夜: 天皇誕生日祝賀レセプション(シャングリラホテル)
26	木	終日: オフィスで執務
27	金	終日: オフィスで執務 午後: ナムジルUB大学教授(研修について、オフィス) : 調停人委員会(トンガラグ、バヤスガラン、ウルジーフ、スフバートル、ボロルマー)、オユン、岡、打ち合わせ(年末進行について、オフィス)

5. 2. JICA専門家とは何か？

(謎)

- ・弁護士は調停の専門家か？→ほぼ100%違う→それで「専門家」なのはなぜか？
- ・「専門家」というタイトルの意味？→年間2000人合格する司法試験に通りましたってことか、単なるはったりか、単なる情性から名付けられた名称か？
- ・「ODAアドバイザー」というのJICA専門家さえるわけで(ODAを受けるための準備をしてもらうための専門家を、ODAの金で派遣)→これは、保険会社が外交員を派遣するみたいなものでしょうか？ODAってそこまでして受け取ってとお願いするものなのでしょうか？
- ・専門家は専門がなくてもいい→仕事すらなくてもいい(プロジェクトの目標とその評価をみればそれがわかる)→じゃあなにをするのか？
- ・(おまけ)JICA専門家の金と性→JICAの過剰反応とその理由

5. 3. よい国際協力とは何か？

- ・貧困を救う、病気を治す、戦争を止めさせる、災害の支援、義務教育、農業
- ・インフラ整備、発電所・ダム・道路をつくる、飛行場をつくる、派出所をつくる
- ・都市再開発、大学をつくる、博物館をつくる、農協をつくる
- ・法整備支援、調停制度をつくる、裁判官の能力向上



だんだん意味がわからなくなってくる！

モンゴルの調停や信用保証組合や公正取引委員会を日本が支援する意味はなんなのか？(そりゃあればいいだろうが・・・)

5. 4. 我が身を振り返って

- ・他人に仕事をやらせる＝モンゴル側がやる＝何もしない専門家がいちばん良い専門家→かざり・見せものになることに専念
- ・度量の大きい「ふり」、ウソをつかない、ズルをしない、やせ我慢する
- ・あいさつはタダ
- ・徹底してモンゴル側の意思に寄り添う、徹底して部下を守る
- ・最終的には他人の国という割り切りをしておけば、何をされても腹も立たない(喧嘩しない)

5. 5. 法整備支援に携わることのメリットとデメリット

- ・日本でどうしようもなくなる(日本の法律・実務を忘れる、日本の人脈を失う)＝戻ってから困る(――)
- ・病気で死ぬ確率とかは上がる(――)
- ・いろいろ雑になる(大陸浪人的・・・たぶん一般的には－)
- ・繰り返す転職をなんとも思わなくなる(たぶん日本では－)
- ・金銭的に余裕ができるかもしれない(+)
- ・「すごい」とか言われて、一瞬、いい気持ちになるかもしれない(?)
- ・国際的な仕事のキャリア形成の段階の一つ、レアなキャリアとしての効果(藤原和博の話)(++)
- ・これまで会ったことのない世界の人と出会える(++)

5. 6. 法整備支援の専門家になるには？

- ・ 頭が悪くても(例:岡)なれます(理由:頭のいい人はそもそも・・・(略)だから)
- ・ 努力したらなれるとも限りませんし、努力しなくてもなれるかもしれません(例:岡。理由:年間2000人採用する訳ではないから)
- ・ 司法試験に合格しなければ、入場券がない状態です(ただし、司法試験の合否と頭の善し悪しはリンクしていません)
- ・ 英語ができなくても(例:岡)なれますが、抜け道を探す必要があるかもしれません
- ・ 芸人になるには「続けてさえいたら」なれるらしいです。そんなところもある気がします



(答え)

- 1 法曹(裁判官、検察官、弁護士)になる(前提として司法試験に合格する)
- 2 英語(その他)を勉強する
- 3 続ける(国際交流委員会に無理繰り参加し続けるなど)

5. 7. 法整備支援の専門家が成功するには？

- ・ 頭が悪くても成功できます(理由:頭のいい人はそもそも・・・(略)だから)
- ・ 努力したら成功するとも限りませんし、努力しなくて成功するかもしれません
- ・ 運でいたい決まる。幸運になるには、だれでも親切にする、気持良く振る舞う、多少の損は気にしない、流れが来たら迷わず乗る
- ・ がんばる、不親切、暗い感じ、迷った末に決断せず先延ばし、強引、金に細かすぎるのは、運氣低下(たぶん法整備支援に限らない)

6. まとめ

JICA専門家とその後